

七ヶ浜町障害者活躍推進計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年4月1日

七ヶ浜町長

七ヶ浜町議会議長

七ヶ浜町教育委員会

七ヶ浜町選挙管理委員会

七ヶ浜町監査委員

七ヶ浜町農業委員会

七ヶ浜町水道事業管理者

七ヶ浜町下水道事業管理者

1 背景と目的

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）の一部が、令和元年6月に改正されたことに伴い、国や地方公共団体は、その責務として自ら率先して障害者雇用に努めることが明確化され、障害者である職員が能力を有効に発揮して、職業生活における活躍の推進に関する取組みを実施することができるよう、障害者活躍推進計画を定めることとされました。

障害者雇いを推進する上では、障害者の活躍の推進が重要であり、障害者の雇用・就業だけでなく、その特性や個性に応じて各人が能力を有効に発揮できる状況を目指すことが必要です。また、障害者への合理的な配慮などにより働きやすい環境づくりに取り組むことは、障害の有無に関わらず、多くの職員にとっても良好な職場環境づくりにつながるものでもあります。

本町では、引き続き、障害者雇用の促進に努めるとともに、障害者である職員の職場における更なる活躍の推進を図り、もって組織全体の活力を向上させることを目的に、法第7条の3第1項の規定により、本計画を策定します。

2 策定主体・計画期間・障害者の範囲

(1) 策定主体

本計画は、任命権者ごとに策定する必要があります。また、障害者法定雇用者数が1人に満たない場合や今後採用する予定がない場合であっても、障害者の受入れ体制を整えておく必要があること、良好な職場環境づくりにも繋がることから、七ヶ浜町長、七ヶ浜町議会議長、七ヶ浜町教育委員会、七ヶ浜町選挙管理委員会、七ヶ浜町監査委員、七ヶ浜町農業委員会、七ヶ浜町水道事業管理者及び七ヶ浜町下水道事業管理者の連名により本計画を策定します。

(2) 計画期間

本計画は、令和7年4月1日から、令和12年3月31日までの5年間を計画期間とします。

(3) 障害者の範囲

本計画の対象となる障害者である職員とは、法第2条第1号に掲げる障害者である職員であり、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難である者をいいます。

3 障害者雇用に関する現状と課題

本町では、七ヶ浜町長部局において職員採用試験を実施する際に、受験資格に障害者である要件を付して募集を行うなど、障害者雇用の促進を図ってきましたが、令和6年6月1日時点では法定雇用率未達成となっています。今後も、計画的な採用に努めるとともに、障害者である職員の活躍の推進を図るため、より働きやすい職場環境づくりに努める必要があります。

■七ヶ浜町長部局

基準日	令和4年6月1日	令和5年6月1日	令和6年6月1日
障害者雇用率	1.78%	1.86%	1.92%

※ 七ヶ浜町長部局以外は、常時勤務する職員が40人未満であることから、法に基づく法定雇用率の通報対象外です。

※ 雇用率の対象となる障害者は、法第37条第2項に規定する対象障害者となります。

※ 法定雇用率 令和7年：2.8%

令和8年7月1日以降：3.0%

4 達成すべき目標

(1) 採用に関する目標

【七ヶ浜町長部局】

障害者雇用率（令和7年は、2.8%（法定雇用障害者数4名以上。現在3名を雇用））を達成するよう計画期間内に新たな障害者の採用を目指します。また、毎年厚生労働省へ提出する障害者任免状況通報により、進捗状況を管理・把握します。

(2) 定着に関する目標

現時点においては、障害者である職員の定着率は100%ではありませんが、不本意な離職者を極力生じさせないよう、障害者である職員が安心して働ける環境づくりを通じ、今後も職場定着を図っていきます。また、障害者任免状況通報の際に、障害者である職員の定着状況を把握します。

5 具体的な取組内容

障害者の活躍を推進する体制整備

組織・環境面

【七ヶ浜町長部局】

法第78条第1項に規定する障害者雇用推進者として総務課長を選任します。障害者雇用推進者は、障害者の雇用の促進及びその雇用の継続を図るため以下の業務等を行います。

- ・ 障害者の雇用の促進及び継続を図るため、必要な設備の設置その他諸条件の整備を図るための業務
- ・ 障害者採用計画の作成及び当該計画の円滑な実施を図るための業務
- ・ 厚生労働省との連絡に関する調整業務 等

【全部局】

部局内の人的サポート体制を整備するとともに、関係部局との連携体制の構築に努めます。また、障害の種類及び程度に応じた安全管理を実施するとともに、障害者である職員からの要望により、必要な設備の整備その他の諸条件の整備を図るための措置を検討します。

人事面

【七ヶ浜町長部局】

- ・ 人事担当課である総務課への随時の相談への対応に応じ、必要な配慮等の有無を把握し、検討します。
- ・ 人事異動の際には、自己申告書等で個人の能力や特性を把握し、障害者である職員が働きやすい環境となるよう配慮します。

- ・ 障害者の募集、採用に当たっては、自力で通勤できることといった条件や、介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定しない。
- ・ 障害者である職員以外の職員に対し、障害に関する理解促進のための啓発等を行い、厚生労働省が開催する各種セミナーの受講を勧奨します。
- ・ 県内の支援学校等からの現場実習を受入れ、雇用の確保及び職員の理解向上に努めます。

【全部局】

- ・ 障害者である職員に対しては、随時ヒアリング等を行い、職員の障害特性や能力について、業務と適合が図られているかを確認し、必要な配慮等を把握し、措置を講じます。
- ・ 通院等における時間単位での年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進します。
- ・ 障害者の障害特性や能力、希望等を把握し、職務の選定及び創出に努めます。

6 その他

【全部局】

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。